

○議長（石川信義君） 以上で質疑を終ります。

おはかりいたします。 たいま議題となっております議案第八十三号福生市固定資産評価審査委員会委員の選任同意については原案どおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。 よって議案第八十三号については同意することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（石川信義君） 日程第六議案第八十四号福生市固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（秘書職員課長 大野忠一君登壇）

○秘書職員課長（大野忠一君） 議案第八十四号につきましてたいへん申しわけございませんが、該当条項が変わっておりますので、ご訂正をお許しいただきたいと思ひます。



地方税法の第四百二十三条第三項とありますのを第四項に訂正いたしたくお願いいたします。

○議長（石川信義君） おはかりいたします。 たいまの訂正個所を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） それではさようとりはからゆせていただきます。 本件に対して事務局長より朗読をいたさせます。

（古谷議会事務局長朗読） 省略

○議長（石川信義君） 以上で朗読は終了しました。 本案について提案理由の説明を求めます。

（市長 石川常太郎君登壇）

○市長（石川常太郎君） 議案第八十四号につきまして提案理由の説明を申しあげます。

最初に議案に誤りがございましたのでたいへん申しわけなくおわびを申しあげる次第でございます。 なお、訂正をお願いいたしましたところお聞き届けをいただ

きまして誠にありがとうございました。

議案第八十四号につきましても前の議案第八十三号と同じく福生市固定資産評価審査委員会委員の選任同意をお願いしたいということでございます。ただいま三名の固定資産評価審査委員のうち笹本益夫氏がご病気でございまして、今年七月三十一日をもって辞任されました。したがって、ただいま一名が欠員と相なっているわけでございます。その後任といたしまして田村裕一氏を選任したいということでございます。経歴書にもあるとおりでございます。非常に多くの公職あるいは実業界におかれても活躍をされております。いちいち読みあげませんけれどもご承知のとおりでございます。同氏は特に土地・建物等につきましまして深い造詣をお持ちでございます。市のために最もプラスになる方と考えましてご提案を申しあげた次第でございますので、慎重なるご審議をいただきますようお願いいたします。説明いたします。

○議長

(石川信義君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長

(石川信義君)

以上で質疑を終わります。

おはかりいたします。ただいま議題となっております議案

第八十四号福生市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長

(石川信義君)

ご異議なしと認めます。よって議案第八十四号についてはこれに同意することに決定をいたしました。

○議長

(石川信義君)

おはかりいたします。お手元にご配付のとおり陳情書の取り下げ願いが提出されましたので日程に追加し議題といたしたいと思っておりますがこれにご異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長

(石川信義君)

ご異議なしと認めます。よって本件は追加日

程として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第一陳情書の取り下げ願いについてを議題といたします。

事務局長をして取り下げ願いを朗読いたさせます。

(古谷議会事務局長朗読) 別添参照

○議長 (石川信義君) 以上で朗読は終了しました。

本件については厚生委員会において審議されておりますので委員長から報告を願います。

(厚生委員長 中曾根 実君登壇)

○厚生委員長 (中曾根 実君) ご指名がございましたのでご説明申しあげます。

本件は民間企業に雇用され公共事業に働く民間自由労働組合日雇労働者に対して公共団体の失対と同様に夏季手当を支給してほしいとの陳情書が提出され、六月定例会最終日に当委員会に付託されたわけでありましたが、七月二日に委員会を開催し、この民間の日雇労働者の現況

は三鷹の職業安定所の所轄である武蔵野、三鷹、調布、保谷、田無、狛江、東久留米、清瀬の八市においてもすでに十年前より支給されているようであります。立川の職業安定所の所轄においては十一市中立川、二府中、国分寺、小金井、昭島、武蔵村山、東村山、小平において最高三万五千六百円から二万四千五百円を支給され、閉会中の継続審査となっていた国立市においても支給することにきまったようであります。

当福生市においては五名の該当者があり、この中には納税者もおります。また隣接の羽村町も該当者があり、委員の中からも該当者がいる市町村で福生と羽村だけが支給していないという状況にあるなら支給するのもやむを得ないだろうとの意見も出され、仮に支給するとしても議会の意志決定以前に結論が出される形となりますので、その場合は本陳情書の取り下げをしていただくことで意見の一致をみ、隣接の羽村町との関係もあるので七月二日の委員会では閉会中の継続審

査と決定した次第であります。その後陳情者代表とも話し合ひをし、七月三十一日付でもって本陳情書の取り下げ願いが提出され、本日午前九時より委員会を開催して本件について審議いたしましたところ、全委員陳情書の取り下げ願いを承認することに決定した次第でございます。

なお、夏季手当を支給するに至った経過については理事者側より報告願えれば幸いと存じます。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長

(石川信義君)

以上で委員長長の報告は終了しました。  
なお、本件に対する経過報告を求めます。

(助役 篠崎俊夫君登壇)

○助役

(篠崎俊夫君)

概要はただいま厚生委員長さんが報告されたとおりでございますが、経過報告を私からさせていただきます。

まず民間自由労働者というのとは一体どういうものであるかというその性格に一言ふれさせていたいただきたいと存じます。



民間自由労働組合所属の日雇労働者と申しまするのは、昭和四十六年の十月に中高年齢者の雇用促進に関する特別措置法という法律が施行されました。従来の緊急失業対策法——いわゆるニコヨンの制度は、昭和四十六年十月現在でニコヨンをやっていた者だけに限定されました。それ以後の新らしい失業者は同じように公共職業安定所の紹介を受けなくてもニコヨンにはなれません。民間自由労働組合所属の日雇労働者になる以外に、<sup>道</sup>が開かれていないのが現在の情勢でございます。そして彼らは公共職業安定所の指示によりまして毎日職場を変えまして公共事業をやったり民間事業をやったりいたしまして日々雇われて日をかせいでいるのでございます。この民間自由労働組合所属の日雇労働者を扱っております公共職業安定所は三多摩地区ではたった二箇所でございます。一つが三鷹の公共職業安定所、もう一つが立川の公共職業安定所でございます。ただいま厚生委員長さんが仰せになられたとおり、三鷹の公共職業安定所管内の各市は

十年ぐらい前からもうすでに盆暮れに彼らに手当を支給していたのでございます。この影響が昨年の暮れから立川の公共職業安定所管内の各市にもあらわれまして、昨年の暮れには立川の公共職業安定所管内の該当市町十市一町のうち七市が期末手当を支給したのでございますが、今年の夏は全市町がいくばくかの期末手当を彼らに支給する情勢となりましたので、福生市内には自由労働者が五名住んでゐるのでございますが羽村町と歩調を合わせまして一人月二万九千円を支給することにした次第でございます。

ご参考のためにこの夏における各市の一人当たり支給額を報告申上げますと、立川市と小平市が三万五千五百円、福生市と羽村町が二万九千円でその他の各市が三万一千円となっております。福生市と羽村町の支給額が他市よりも低いのは、この夏におけるニコヨンに対する期末手当の支給額が北多摩各市では一人当たり額が五万八千余円であるのに対して福生市と羽村町の場合は五万二千円である

ことを考慮したからでございます。羽村町では七月二十八日にわが福生市では七月三十日に彼らに支給いたしました。福生市の支給額は一人二万九千円の五人分で十四万五千円でございます。よろしくご了承承のほどをお願い申しあげます。

○議長 (石川信義君) 以上で本件に対する報告は終了しました。おはかりいたします。本件取り下げ願ひについては願ひ出のとおりこれを承認することにいたしたいと思いますですがこれにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (石川信義君) ご異議なしと認めます。よって本件取り下げ願ひについてはこれを承認することに決定いたしました。

○議長 (石川信義君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって昭和四十八年第四回福生市議会臨時会を

閉会いたします。

午前十一時二十六分

閉議 閉会

署名議員

福生市議会議長

石川信義

議員

石川繁治

議員

小林暢吉

議員

末次性男

福生市議会

写

福庶発第千五百七十四号

昭和四十八年八月三日

福生市議会議長

石川信義殿

福生市長 石川

常太郎 印

昭和四十八年第四回福生市議会臨時会の招集について

昭和四十八年八月三日付福生市告示第四十二号（別紙参照）をもつて昭和四十八年第四回福生市議会臨時会を招集したので通知します。



(写)

福生市告示第四十二号

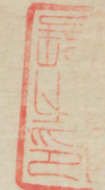
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和四十八年第四回福生市議会臨時会を次のとおり招集する。

昭和四十八年八月三日

福生市長 石 川 常太郎 印

- 一 期 日 昭和四十八年八月十日
- 二 場 所 福生市議会議場
- 三 付議事件

- (1) 福生市行政財産使用料条例
- (2) 昭和四十八年度福生市一般会計補正予算（第一号）
- (3) 福生市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について





写

福庶発第千六百号



昭和四十八年八月三日

福生市議会議長

福生市長 石 川 常太郎 印

石 川 信 義 殿

議案の送付について

昭和四十八年第四回福生市議会臨時会に提案するため、つぎの議案を送付します

- 一 議案第八十一号 福生市行政財産使用料条例
- 二 議案第八十二号 昭和四十八年度福生市一般会計補正予算(第一号)
- 三 議案第八十三号 福生市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 四 議案第八十四号 福生市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について



福議発第一六六号

昭和四十八年八月三日

殿

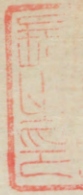
福生市議会議長 石 川 信 義

議案説明員の出席要求について

昭和四十八年第四回福生市議会臨時会にご出席くださるよう地方自治法第一二一条の規定により要求いたします。

一 日 時 八月十日(金) 午前十時  
二 場 所 福生市議会議場

なお、議事日程を別紙のとおり送付いたします。





福監発第 1159 号

昭和48年6月26日



福生市議会議長

石川信義 殿

福生市監査委員

山下久吉 ㊞

塩野鉄之助 ㊞

昭和48年5月分例月出納検査実施

結果報告

このことについて、地方自治法第235条の2第3項の規定により、つぎのとおり報告します。

- |         |                             |
|---------|-----------------------------|
| 1. 実施期日 | 昭和48年6月22日(金)               |
| 2. 実施場所 | 第2庁舎2階会議室                   |
| 3. 対象期間 | 昭和48年5月1日から<br>昭和48年5月31日まで |
| 4. 出席委員 | 山下久吉 塩野鉄之助                  |



陳情書の取下げ願

昭和四十八年六月十八日付提出致しました「民間自由労働組合日雇労働者に対する夏季手当支給に関する陳情書」は都合により取下げたいと思っておりますのでよろしくお取り計い下さるようお願い申し上げます。

昭和四十八年七月三十一日

立川市曙町一ノ二五ノ一九

立川民間自由労働組合

執行委員長 済藤良重

福生市議会議長

石川信義 殿